平成２５年（フ）第２６３号
青森県むつ市大畑町上野96番地357
債務者　奥　　久子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
青森市桜川５丁目１番３号
債務者　佐々木良平
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
青森市奥野２丁目６番４号
債務者　相川　美紀
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干113番地１　村営住宅よもっと団地Ｃ棟２号
債務者　坂本　正則
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津234番地30　福士善則方
債務者　福士　徳仁
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目68番地
債務者　石川　智章
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市平作７丁目６番５号
債務者　本山　和義
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３８号
神奈川県横須賀市森崎１丁目10番30―212号
債務者　嘉山　俊己
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目18番Ｂ―401号
債務者　志村　弥生
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２０号
青森県八戸市小中野５丁目15番11号、前住所青森県八戸市城下４丁目17番31号
債務者　下道　富佐
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
青森県三戸郡南部町大字下名久井字如来堂１番地２　コーポタナカ如来堂２号棟Ｄ室、前住所青森県三戸郡南部町大字平字野場13番地
債務者　秋山美賀子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
青森県八戸市新井田西１丁目５番５号　コモンライフＡ101、前住所青森県八戸市大字新井田字常光田22番地８　ペニンシュラ101
債務者　対馬由美子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
山口県防府市田島北山手2223―17　あだちハイツＣ号室、住民票上の住所、前住所山口県防府市大字牟礼901番地の100、前々住所山口市徳地伊賀地531番地
債務者　近藤　拓巳
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
和歌山市北中島１丁目９番44号
債務者　竹本　盛生
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
和歌山市市小路70番地の14
債務者　寺下静枝こと　金　　静枝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
和歌山市伊太祈曽42番地の13
債務者　松田　理恵
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４９号
和歌山市新中島22番地の11
債務者　新明　正晃
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
和歌山市布引698番地の２　買取市場内
債務者　竹本　俊也
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係